

令和2年度 安全報告書



地域とともに

1. 安全報告書の公表にあたって

平素より豊鉄バスをご利用頂き誠にありがとうございます。また、当社バス運輸事業に対し、格別のご理解ご協力を頂きまして重ねてお礼申し上げます。

豊鉄バスでは、安全は全ての根幹を成すものであり、「安全の確保」が全てにおいて最優先されるべきものとして、役職員一人ひとりが安全確保の意義や重要性を認識するとともに、その意識や技術のさらなる向上を図るための仕組みづくりや訓練を積み重ね、全従業員が一丸となって安全の確保に取り組んでおります。

今後もハード・ソフト両面における安全管理体制を強化し、PDCA サイクルの機能を適正に循環させ、継続的な改善により、事故の未然防止に努めてまいります。

また、昨今は新型コロナウイルスにより、バス事業者を取り巻く経営環境に大きな影響を及ぼしている状況ではありますが、安全に対する施策及び投資は積極的に実施し、お客様に安心してご利用いただける環境づくりに取り組んでおります。

本報告書は、道路運送法及び関係法令に基づき、輸送における安全確保のための取り組みを取りまとめ、公表させて頂くものです。今後も引き続き、お客様視点での安全・サービスの向上に努め、地域の皆様に信頼される公共交通機関を目指してまいります。



代表取締役社長 小笠原 敏彦

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

豊鉄バス株式会社は、輸送の安全の確保が事業経営者の社会的使命と深く認識し、運輸安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定め周知しております。

- (1) 社長は、運輸の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員にその重要性を徹底させ、社内において主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については積極的に公表する。

3. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づき、次の項目の取り組みを重点施策とします。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する豊鉄グループ内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講ずる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実施する。

4. 輸送の安全に関する情報の伝達体制及びその他の組織体制

(1) 弊社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は、弊社ホームページ「運輸安全マネジメントに関する取り組みの」、「運輸の安全に関する組織体制及び指示命令系統」に記載されているとおりです。

(2) 弊社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は、弊社ホームページ「運輸安全マネジメントに関する取り組みの」、「事故・災害等に関する報告連絡体制」に記載されているとおりです。

(3) 主な管理者の責務

社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指導の下、運行に関する事項を統括する。
運行管理補助者	運行管理者の指示を受け、運行管理業務を遂行する。
整備管理者	安全統括管理者の指示の下、車両に関する事項を統括する。

5. 安全統括管理者、安全管理規程

弊社における安全統括管理者及び安全管理規程は、弊社ホームページ「運輸安全マネジメントの取り組み」の、「運輸安全マネジメントについて」及び「安全管理規程」に記載されているとおりです。

6. 輸送の安全に関する目標と達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき策定した令和2年度の事故抑止目標及び事故実績は次の通りです。全社を挙げて事故抑止に取り組みましたが、目標は達成できませんでした。発生した事故の情報を全社員が共有し、事故分析を行うとともに抑止対策を講じ、安全意識を高めてまいります。

(1) 令和2年度有責事故抑止目標と結果

	目 標	結 果
令和 2年度	29 件以内	32 件
令和 1年度	30 件以内	32 件

7. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における規定に関する報告件数は、次のとおりです。

事故報告 0 件 車両故障報告 4 件

8. 輸送の安全のために講じた措置

(1) 社長による職場巡視

毎月開催の全社会議、運輸安全マネジメント職場安全大会等に各営業所の巡視を実施しました。

(2) 安全統括責任者による職場巡視

毎月開催の営業所会議及び事故防止会議開催、全国交通安全運動期間、年末年始輸送安全総点検期間等に各営業所及び重要箇所（駅前バスセンター・主要バス停等）の巡視を実施しました。

(3) 管理者の点呼立会い

各営業所長、整備管理者、安全管理担当が、年4回の全国交通安全期間中及び年末年始輸送安全総点検期間等に点呼の立会いを実施しました。

(4) 無事故無違反運動『チャレンジ123』の取り組み

令和2年5月1日～8月31日までの123日間を対象として、営業所毎の班活動による無事故無違反運動を実施しました。安全・安心が運輸事業の基本として、地域から愛され信頼されるバス会社となるよう、従業員全員で事故抑止目標の達成を目指して取り組みました。

令和2年度結果

	有責事故・交通違反件数
令和 2 年度	11 件
令和 1 年度	15 件



(5) 安全に関する会議

① 職場安全大会 （年2回開催）

経営トップによる「運輸安全マネジメント」に対する取組み状況、レビューを全営業所にて行い、同時に職場における問題点を共有するとともに、改善に向けた取り組みへの協議を行いました。



② 全社会議 （毎月開催）

社長、取締役、管理職、各営業所管理者、担当責任者が出席し、営業施策、輸送計画、安全に関する投資等について検討しました。



③ 運輸安全会議 （毎月開催）

取締役、安全統括管理者、管理職、各営業所管理者、運行管理者、整備管理者により、安全対策、運行対策、車両整備、衛生管理、各営業所の課題点、教育・研修及び訓練等、運行に関する対策を議題として検討しました。また、発生事故、苦情、経済運転等の分析を行い、その対応策と改善策について協議しました。



④ 整備管理者会議 （毎月開催）

各営業所整備管理者、委託先事業者（トヨタオートサービス）管理職が出席し、車両整備計画、安全確立のための情報伝達及びコミュニケーションを図りました。

⑤ 営業所会議・事故防止会議 （毎月開催）

（豊橋営業所3回・新城営業所2回・渥美営業所2回/月）

営業所会議： 全社会議、運輸安全会議の内容・決定事項の説明し、営業所からの意見等を集約し、全従業員で意思統一を図りました。

事故防止会議： 発生事故及び苦情事例等の情報提供と分析による安全教育と安全衛生情報の周知、及び運行に関する意見を交換し、安全意識の向上を図りました。



【令和2年度月例事故防止強調項目】

- 4月 車両火災時 停車し乗客避難させ 初期消火
- 5月 右左折時は安全確認のため 最徐行一時停止します
- 6月 車間距離確保とスピードダウン 安全輸送の向上へ
- 7月 予測予防運転を心がけ 先ずはスローダウン
- 8月 災害対策優先 情報収集と連絡にて 安全輸送の確保
- 9月 運転に集中します 漫然・脇見運転はしません
- 10月 16時からヘッド点灯 自転車アピールで事故防止
- 11月 前車に近づきません 不必要なクラクションは鳴らしません
- 12月 歩行者自転車への注意重視 予測予防運転の徹底
- 1月 左折時は横断歩道で一時停止 安全確認します
- 2月 常に安全距離を保ち 冷静沈着して行動します
- 3月 発車時は、着席確認とアナウンスで車内事故を防ぎます

9. 安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 運行管理者研修 年度内 18名受講

道路運送法、道路運送車両法、道路交通法、労働基準法等の関係法令の改正点をはじめ、運行管理・安全管理のための一般講習を受講しました。

(2) 安全運転研修 12月～1月 10名程受講

各営業所で、積雪時に備えチェーン脱着研修を実施しました。

(3) 指導運転者研修 12月1名・2月2名受講

外部研修機関（安全運転中央研修所）に派遣し、3日間の行程で運行学、道路交通法、運転技術、安全意識の研修を実施、指導運転士の役割に対して必要とされる知識・技能を習得しました。



(4) 運転者研修 11月2名・1月3名受講

正社員登用3年目の運転者を外部研修機関（名鉄自動車学校）に派遣し、1日行程で運転技術、危険回避、安全意識の向上を目的とした研修に参加しました。

(5) 事故惹起者運転者研修 4名受講

有責事故惹起者を対象に外部研修機関（ユタカ自動車学校）に派遣し、1日行程で運転技術、危険回避、安全意識の向上を目的とした研修に参加しました。



(6) 運転添乗指導教育 各20名対象

年4回交通安全期間中に入社5年未満・有責事故・高齢者に対し、助役・指導運転士が添乗して事故原因に関する注意点、接遇等の指導教育を実施しました。

(7) 一般乗務員指導及び監督教育eラーニング 187名受講

「運転者に対する一般的な指導及び監督」の取組みの一環として、外部教育機関によるインターネット教育プログラムを導入し、全運転士が受講しました。



(8) 高齢者疑似体験研修 20名程度受講

入社時の初期研修において、高齢のお客様の理解と対応力を深めるため、疑似体験キットを用いた体験訓練を実施しました。



(9) 合同事故防止研修会（外部講師講演）

R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(10) 外部コンサルティング会社による安全運転講習会

R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(11) 非常時への対応訓練

運行中の緊急対応に備え、非常扉の開閉及び発煙筒使用時の手順の確認訓練を実施しました。また災害時の運行確保を図るため、大規模地震発生時の従業員安否確認メールの送受信訓練を実施しました。

② 確実な点呼執行

アルコール検査と同時に IC カードリーダーにより運転免許証の所持と有効期限の確認を行い、点呼時には静脈認証による本人確認を行います。点呼漏れ防止と業務効率化が図られたことで、点呼執行者が運転者の健康状態などをより細かく観察することができ、確実かつ厳正な対面点呼が行われています。



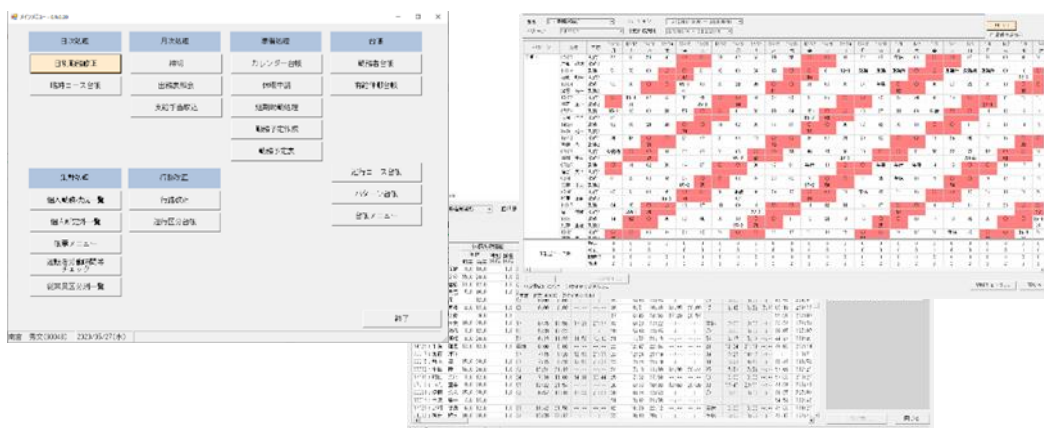
③ 遠隔地 IT 点呼システム

遠隔地における適正な点呼業務を行うために IT 機器と連携した点呼システムを導入しています。アルコール検査及び動画による確認により、離れた場所でも厳正な点呼執行が可能です。



(2) 勤務管理システムの導入

運転士の勤務改善基準をチェックしながら勤務ローテーションを組み、全営業所を統一した適正な労働時間管理を行うためのシステムを導入しています。帳票作成時間の軽減が図られ、業務の効率化とともに安全な運行管理体制を構築しています。



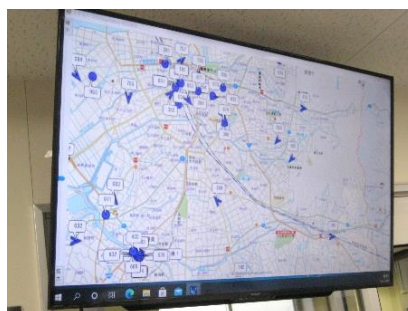
(3) クラウド式運転者台帳

運転者台帳の作成・保存・最新化は、運行管理者が行う管理業務のひとつとされています。適正な運行管理業務を行うために各営業所の管理レベルを統一化し、更新状況を離れた端末でもリアルタイムに確認できるよう一元管理しています。また、免許証、健康診断、適性診断等、期限のあるものはアラート表示により更新漏れを防止します。



(4) IP無線

運行中の車両と営業所間で連絡が取れるよう、無線による通信手段を確保しています。営業所からは地図上で車両の現在位置がリアルタイムで確認でき、事故や災害発生時にも的確な指示を与えることができます。



(5) 衝突事故防止、ヒヤリハットへの取り組み

前方の歩行者や車との衝突の危険や、ウィンカーを出さずに車線をまたいだ場合に、警告音が鳴るシステム「モービルアイ」を一部の車両に導入しています。このシステムは貸切バスや高速バスでは導入が進む一方で、低速で短距離を走行し、信号で止まることも多い路線バスへの導入は全国でも少ない事例です。さらにモービルアイの警報をクラウド連携させた車両管理システム「イトラン」も導入しました。警報の発生情報をリアルタイムで取得し、運転状況を分析した「運転者評価レポート」で詳細な運転行動が把握できることでヒヤリハット情報の分析も可能となり、安全運転の習慣化に繋げる指導を通して、交通事故の削減に取り組んでいます。



モバイルアイとシールドプラス導入による効果(連携機器とのシステム運用含む)

ドライバー

- ・警報による追突事故の防止
- ・巻き込み事故の防止(シールドプラス)
- ・車内転倒事故の防止(急制動の抑制)
- ・危険運転の再確認
- ・安全な車間感覚、丁寧な運転の意識付け
- ・運転習慣の改善

運行管理者

- ・ドライバーひとり一人の運転傾向の把握
- ・ドライバーとの対話促進
- ・より細やかな安全運転指導
- ・危険箇所の把握
- ・安心/安全な運行の実現



(6) EDSS

運転士の体調急変により運転が不可能となった場合に、乗客等がスイッチを押せば自動的に車両を停止することができる安全装置です。2020 年式の導入車両から搭載されています。



(7) 衝突被害軽減ブレーキ

ミリ波レーダーで前車との車間距離を監視し、衝突の恐れがあると判断した際に自動でブレーキがかかり、衝突時の速度を抑える仕組みです。高速バスの 2013 年式の導入車両から搭載されています。



10. 健康管理に関する取り組み

当社では、従業員の健康は安全輸送・安定輸送の基盤であるとの認識のもと、労働環境の向上とともに健康経営の推進に取り組んでいます。

従業員の健康は、本人とその家族にとっての幸せの基礎となるものです。いつまでも健康でいきいきと働き続けられるように、長期的な視点でより良い健康管理制度を構築できるように努めています。

お客様に安心してご利用頂けるサービスを提供するために、従業員の健康増進は「一時的な費用ではなく将来への投資」と考え、これからも健康経営に努めて参ります。



（1）健康に起因する事故防止の対策

お客様の命を預かる運転業務が主たる事業であることから、以下の検査を計画的に実施しています。精密検査費用まで全額補助することで、再検査の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療や事故防止につなげています。

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査：全従業員

脳MRI検査：40歳以上

冠動脈カルシウムスコア：55歳以上



(2) 人間ドック等の受診を推奨

35 歳以上の従業員には、人間ドック（一部本人負担あり）又はミニドック（本人負担なし）の受診を推奨し、40 歳以降は 5 年毎に人間ドックを無料で受診できる体制を整えています。また、複数の医療機関で受診できる体制を整え、受診に際しての利便性にも配慮しています。

精密検査や再検査など、健康診断後のフォローアップは、保健師と所属長による面談などによるフォローアップを行っています。

(3) がん対策

人間ドック及びミニドック受診により、胃がん、大腸がん、肺がん等の各種がん検診に対応しています。また、40 歳以上の女性は、2年に1回、人間ドック・ミニドック受診時に乳がん・子宮がん検診を、40 歳未満の女性は、2年に1回、子宮頸がん検診を無料で受けることができる体制を構築しています。

(4) 健康づくり計画の策定

豊鉄グループ会社全体で健康経営を推進するため「豊鉄グループ安全衛生委員会」を設立、組織の行動指針として「健康づくり計画」を策定し、健康経営に本格的に取り組んでいます。

毎月1回開催される委員会では、グループ各社の衛生管理担当者、労働組合、産業医、及び保健師が出席し、グループ全体及び各社の取組の進捗状況を報告し合い、課題や改善点について議論の上、対策を講じています。



(5) 健康相談・保健指導

社内保健師が各職場を定期的に巡回し、社員とコミュニケーションを取りながら、健康状態を確認しています。定期的に巡回することで、健診結果では分からない体調の変化や、こころの健康状態などについて、その場で相談に乗ることもできる関係を築いています。

また、毎年全従業員にストレスに対処する力を検査（ストレスチェック）を実施し、自身のストレスの状態と対応力を知り、セルフケアに役立てられるよう、様々な情報と相談窓口を提供しています。



(6) 感染症対策

○新型コロナウイルス感染予防対策

お客様に安心してご利用頂けるよう、以下の対策を実施しています。

①乗務員・係員のマスク着用

運行及びお客様への案内中にマスクを着用させて頂いております。

②手洗い・うがい等の励行

乗務員・係員は各営業所・休息所において、手洗い・うがい等を励行しています。

③車内の換気

車内窓の一部開放と、休憩時間、待機時間のある場合は、可能な限り換気を行います。

④最前列座席の利用制限、運転席周辺のシート設置

一般路線バスは、当面の間、飛沫感染予防として、最前列座席の利用を制限させて頂くとともに、運転席の周辺に透明シートを設置し、運行しております。

⑤車内の除菌

一般路線バスは、定期的にお客様・乗務員が手を触れる箇所を中心に車内除菌を行います。

⑥高速バス・貸切バス車内における対策

- ・お客様向けに車両乗降口に消毒スプレーを設置しています。
- ・清掃時には座席や手すり等を除菌しています。
- ・運行中の車内の空調については、極力外気導入で運転し車内の換気を実施しています。
- ・高速バス車内(新城名古屋藤が丘線)では、当面の間、飛沫感染予防として、最前列座席の利用を制限させて頂きます。(2列目以降の座席のみ発売)

⑦お客様への咳エチケット等の呼びかけ

- ・ご乗車の際にはマスク着用のご協力をお願いいたします。
- ・手洗いやうがい、咳やくしゃみをする際の周囲へ配慮、車内での会話は控えめにするなど、感染予防にご協力をお願いいたします。
- ・発熱、倦怠感などの症状のあるお客様はご利用をお控えください。

○インフルエンザ感染予防対策

毎年10月～12月には、全従業員に向けてインフルエンザ予防接種を全額補助する取り組みを行っています。
期間中は、部署別接種率と社長自筆の推奨メッセージつき告知ポスターを各職場に掲示し、会社全体で取り組んでいます。



(7) 社外からの評価

当社は、労働衛生管理への積極的な取り組みが認められ、経済産業省と日本健康会議による「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」に、2017年度から5年連続で認定を受けています。また、2021年には上位500社に与えられる「ブライト500」に選定されました。

また、「愛知県健康経営推進企業」の登録企業の中から、模範的な取り組みを実践している企業等に与えられる「あいち健康経営アワード」を受賞し、愛知県知事から表彰を受けました。



1 1. 輸送の安全に関する投資実績(主なもの)

項目	金額(千円)	内容
設備及び機器	114,906	新車の導入（乗合車両5台） 勤務管理システム モバイルAI及び分析システム クラウド式運転者台帳 アルコール機器（営業所、個人貸与、IT遠隔機）
教育及び研修	1,692	派遣訓練、技術教習、講習、適性診断 乗務員一般教育eラーニング
安全に関する啓発	733	従業員必携更新、運転記録証明書 無事故無違反運動「チャレンジ123」
健康及び衛生管理	3,528	SASスクリーニング検査及び精密検査 脳MRI・心臓CT検査及び精密検査 インフルエンザ予防接種 新型コロナウイルス感染防止対策

1 2. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれに基づく措置

当社では、豊鉄グループにおける内部統制の基本方針に基づき、毎年自己監査を実施しております。改善・是正事項については、原因を特定し、恒久的な処置を施します。改善後においても、PDCA サイクルの Check の取り組みを重要視し、安全管理体制の有効性を評価及び検証し、継続的改善を図ってまいります。



名 称 豊鉄グループ内部監査

実施日 令和3年2月18日（木）

監査対象 経営トップ、安全統括管理者、豊橋(営)所長、渥美(営)管理者

監査内容

- ①安全管理に関するガイドライン及び社内規則等に基づく安全管理の状況
- ②令和元年度内部監査後の改善事項等への取り組みの状況
- ③新型コロナウイルス感染症、運輸防災マネジメントに関する国や業界の指針への対応
- ④営業現場の輸送の安全を確保する取り組みの状況

監査結果（抜粋）

- ①関係法令を順守し、輸送の安全を確保する上で必要な規則・規程を整備し、安全管理体制の維持・改善が図られている。一方で、事業者が行うべき安全情報の公表においては、貸切バス事業者に定められた項目を記載し公表されたい。
- ②ヒヤリハット情報等の収集・活用の改善指摘について、運転士からの提出情報以外に、衝突警報システムから抽出した映像情報も加え、事故防止会議で周知するなど、取り組みが改善されている。また貸切運行における事前チェック体制の改善指摘は、管理者及び指示書面により徹底が図られている。

③新型コロナウイルス感染症への対策は、集団感染の予防に重点をおいて、ケースごとの感染予防策を実施しながら輸送の安全を確保しており、また自然災害への対策は、お客様及び従業員とその家族の安全を最優先に、事業の速やかな復旧と継続を運輸防災マネジメントの指針としている。一方で、防災に関する社内規則を随時更新される情報に沿って改訂されたい。

④現場管理者が中心的な役割を果たし、法令を遵守し、安全輸送の確保を達成している。また、更なる安全の確保を目指し、指導・教育・講習等を計画的に実施し、知識の習得と技能の向上に努めている。一方で、年末年始の輸送の安全総点検の実施の際には、営業所毎に同一レベルの取り組みとして実施されたい。

上記の記載により令和2年度の安全報告といたします。

以上